

【外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この調査は、法第 228 条の 3 の 2 に規定する外国親会社等（以下この表において「外国親会社等」という。）の経済的利益の供与等（同条に規定する供与等をいう。以下この表において同じ。）に関する調査について使用することとし、その経済的利益の供与等を受けた役員等（同条に規定する役員等をいう。以下この表において同じ。）が当該外国親会社等との間で締結した当該経済的利益の供与等に係る権利（令第 354 条の 3 第 2 項各号に掲げる権利をいう。以下この表において同じ。）の付与に関する契約ごとに作成すること。
- この調査の記載の要領は、次による。
 - 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、経済的利益の供与等を受けた者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項を記載すること。
 - 法第 228 条の 3 の 2 第 1 号に掲げる居住者 その者のその経済的利益の供与等を受けた日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（(ロ)において「個人番号」という。）
 - 法第 228 条の 3 の 2 第 2 号に掲げる非居住者 その者の法第 60 条の 2 第 1 項に規定する国外転出の時の直前における国内の住所又は居所及び個人番号
 - 「居住者等の区分」の欄には、経済的利益の供与等を受けた役員等の経済的利益の供与等を受けた日の現況により、居住者の場合は「1」を、非居住者の場合は「2」を記載すること。
 - 「経済的利益の内容」の欄には、株式の交付（無償）、株式の交付（有償）、金銭の支払（株式相当額）、金銭の支払（配当相当額）のように記載すること。
 - 「基礎となる株式又は権利の数」の欄には、その供与等を受けた株式の価額又は金銭その他の経済的利益の額の計算の基礎となつた株式の数又は金銭その他の経済的利益の供与等の基因となつた権利の単位数を、「1 単位当たりの金額」の欄には、その供与等を受けた日におけるその計算の基礎となつた株式 1 株当たりの価額又は権利 1 単位当たりにつき供与等を受けた金銭その他の経済的利益の額を、それぞれ記載すること。
 - 「権利の種類」の欄には、ストックオプション、制限株式、制限株式ユニット、従業員持株購入権、ファントムストック、株式評価益受益権、パフォーマンス・シェア、パフォーマンス・ユニットのように記載すること。
 - 「取得できる株式等の総数若しくは金銭等の総額又は付与された権利の総数」の欄には、その付与された権利に基づき取得することができる株式の総数又は金銭その他の経済的利益の総額（当該権利の付与に関する契約において、当該株式の総数又は経済的利益の総額が定められていない場合には、当該契約により付与された権利の総数）を記載すること。
 - 「単位」の欄には、「取得できる株式等の総数若しくは金銭等の総額又は付与された権利の総数」に記載した事項に対応する単位を、株、円、ドル、ユーロ、ユニットのように記載すること。
 - 「契約に係る期間等」の欄には、経済的利益の供与等を受けた役員等が法第 228 条の 3 の 2 に規定する内国法人又は同条に規定する営業所等に係る外国法人の役員に該当する場合は「1」を、使用人に該当する場合は「2」を記載し、当該役員又は使用人がこれらの法人と締結した委任契約、雇用契約その他これらに類する契約に係る期間を記載すること。
 - その経済的利益の供与等の基因となつた権利の行使の際に払い込まれるべき金額がある場合には、その額を「摘要」の欄に記載すること。
 - 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。